意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	ウイルス作成罪
2. 既存の制	法改正案では「人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動
度・規制等	作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える」
によってI	電磁的記録という要件になっております。しかしこれは客観性のない人間
CT利活用	の意図に基づいた曖昧なもので、刑罰の根拠とすべきものではありません。
が阻害され	コンピュータプログラムを作成するに当たって最初から全て意図に沿う動
ている事	作をすることはまずなく、必ずバグが発生しそれを修正することになりま
例・状況	す。上記の規定ではそのような避け得ないバグまでもがウイルスに含まれ
	てしまい、これでは到底プログラムを作成することなど不可能です。
3. ICT利	不正指令電磁的記録作成罪(仮称)
活用を阻害	
する制度・	
規制等の根	
拠	
4. ICT利	なるべく多くのプログラムの専門家から意見と知識を集め、プログラムと
活用を阻害	ウイルスに関する理解が充分に深まってから法案を作成する。
する制度・	
規制等の見	
直しの方向	
性について	
の提案	